

我孫子市立学校職員の働き方改革推進プラン

部活動の在り方に関する ガイドライン



我孫子市教育委員会

2019年 4月 1日施行

2026年 9月 1日改訂

◆◇はじめに◇◆	P 1
1. 部活動の意義	P 2
2. 部活動の位置づけ	P 2
3. 部活動における指導の充実のための重点(基本方針)	P 2
(1) 学校組織と保護者や地域および関係機関が協力して取り組む部活動	P 2
【部活動組織の理解】	P 2
【部活動運営計画および活動計画の作成、実施から振り返りへ】	P 3
【顧問の役割】【部活動指導員の役割】	P 3
【顧問と担任(学年教職員)、指導員、地域クラブ指導者の連携】	P 3
【各種大会・招待試合・コンクール等へ参加する際の留意点】	P 4
【家庭・保護者との連携】	P 4
【地域や関係機関との連携】	P 6
【大会等参加時のバス利用についての留意点】	P 6
<組織で取り組む部活動>	P 7
<活動計画の作成、日常の取組、振り返り>	P 8
(2) 顧問等の指導力向上による児童生徒の自主的、自発的な活動の推進	P 9
【顧問、指導員同士の交流による指導力の向上】	P 9
【豊かな心の育成と言語活動の充実】	P 9
【児童生徒間の人間関係形成やリーダー育成等の集団づくり】	P 9
(3) 児童生徒の心や体の安全に配慮した指導と事故防止	P 9
【休養日および活動時間の設定】	P 9
【児童生徒の心身を考慮した指導】	P11
【体罰等、不適切な指導の撲滅】	P11
【事故を未然に防止するために】	P13
<セルフチェックリスト>	P13
【事故発生時の対応(緊急マニュアル)】	P13
<参考文献>	P14

【様式1、2、3、4、5】および【資料1、2、3】

【様式1】部活動運営方針(全体計画)	P15
【様式2】各部の活動方針および年間計画	P16
【様式3】____月(長期休業中)の活動目標および活動計画	P17
【様式4】____月の活動報告および活動実績	P18
【様式5】部活動大会等(引率)届	P19
【資料1】事故再発防止チェックシート	P20
【資料2】部活動指導におけるチェック項目	P21
【資料3】部活動の遠征等における安全確保について(通知)	P22
校外活動・部活動遠征の安全管理チェックリスト	

◆◇はじめに◇◆

(1) 市部活動ガイドラインの改訂について

部活動は、学校教育の一環として行われ、児童生徒が生涯に渡ってスポーツや文化に親しむ資質・能力を育み、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、児童生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ることが期待されます。また、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい教育活動です。

しかしながら、少子化に伴う児童生徒の減少に伴う配置される教職員の減少により、全国的に部活動を現行のまま維持することが困難になった地域が生じ、本市においても一人の顧問で部活動を担当したり、学校単独でチームが構成できなかったりする部活動が増加してきました。合同チームで大会出場したりするなどの工夫をしてきましたが、部活動の維持が困難なことから新入生の募集停止及び廃部により部活動設置数を削減せざるを得ない学校もできました。

令和4年12月、スポーツ庁・文化庁は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにより、令和5年度から令和7年度を「部活動改革推進期間」と定め、部活動改革に取り組み、多様な学びの場である部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されることの重要性等が示されました。令和5年3月、千葉県教育委員会は、国の方針に従い、県内においても持続可能な部活動の在り方について、各市町村に改革を求めました。

また、学校部活動の運営は、必ずしも教師が担う必要のない業務でありながら、教師（顧問）の献身的な支えによって実現されてきましたが、令和7年11月調査では、本市の中学校教員の1か所あたりの時間外在校等時間の平均は59時間を超える現状が把握されました。本市では、令和11年度までに月あたりの時間外在校等時間を30時間程度まで削減することを目標としており、子どもに向き合う時間を確保するとともに、教職員のワークライフバランスを実現するなど、教員の働き方改革は喫緊の課題として取組を推進していく必要があります。

部活動改革の推進に向け、我孫子市では令和5年度にスポーツ協会や文化連盟、学校長などを委員として構成する「我孫子市部活動地域移行検討委員会」を設置し、我孫子市の実情に応じた部活動改革の方法等について検討を行い、2年間に及ぶ実証事業の結果等を踏まえ、令和8年9月より休日の中学校部活動を全面的に地域クラブ活動に移行する地域展開の実施を行います。また、平日は学校部活動を維持しながらも、国が示すスケジュールに従い、令和13年度までに平日の部活動地域展開に着手し、地域と一体となって生徒のスポーツ活動や文化活動に取り組む環境整備を行います。

さらに、大会やコンクール等の参加についても、令和10年度以降、学校部活動から地域クラブへの切り替えを進めるため、千葉県小中学校体育連盟等の動向を注視しながら、市・葛南支部小中学校体育連盟等と十分な協議を進め、その運営についても改革を進めていく必要があります。

1. 部活動の意義

- スポーツや文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する。
- 教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性や自治能力の育成、自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 体力の向上や健康の増進につながる。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより、学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 生涯スポーツや生涯教育の理念に即し、趣味を広げたり人生をより豊かにしたりする素地を育成することができる。

2. 部活動の位置づけ

- ・現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、※教育課程との関連が図られるよう留意する」と明確に示されている。
- ・児童生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。
- ・学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら実施する。
- ・地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等、各種団体との連携などの運営上の工夫を行いながら実施する。

※教育課程とは、小学校では国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動を、中学校では、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、特別の教科道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成されるものをいう。

3. 部活動における指導の充実のための重点(基本方針)

(1) 学校組織と保護者や地域および関係機関が協力して取り組む部活動

【部活動組織の理解】

学校組織全体で効果的に部活動に取り組むためには、それぞれの教職員が、職員会議や顧問会議等を活用して、部活動の組織形態を理解することが大切です。

顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や部活動指導員等の配置状況を勘案した上で、複数の顧問を配置するなど、適切な校務分掌となるように留意することも重要となります。これにより、指導に関わる時間や大会運営事務などが分担され、教職員一人一人の負担が軽減されます。また、複数の教職員からの指導を受けることにより、児童生徒の能力を一層引き出すことが可能となります。

【部活動運営計画および活動計画の作成、実施から振り返りへ】

部活動が学校教育の一環として、学校全体の目標や方針に沿って、他教科領域との関連や他機関との連携を図りながら計画的に実施されるためには、**部活動運営方針(全体計画)【様式1】**および**各部の活動方針および年間計画【様式2】**の作成が必要となります。なお、**部活動運営方針(全体計画)**については、ホームページへの掲載等により公表することになっています。

また、**部活動指導におけるチェック項目【資料2】**や活動方針および計画を基にして、PDCAサイクルによって振り返ることにより、次年度以降の計画に生かして更に工夫改善を加えていくことが望まれます。

【顧問の役割】

部活動運営上、顧問の主な役割は「児童生徒の管理」と「技術指導」の2つに分けられます。顧問は、技術指導に偏ることなく、児童生徒を温かく見守ったり、時には一緒に活動したりして、児童生徒と気持ちを共有することで、児童生徒の心身の健康を管理することも大切です。

【指導員の役割】

部活動を組織的に運営するにあたり、部活動指導員（以下、「指導員」と記載）の活用ができます。令和5年度から我孫子市教育委員会が中心となり、部活動が顧問に任せきりになることのないような組織体制づくりを進め、各中学校に指導員を配置しました。指導員の主な役割は、顧問と同様に「児童生徒の管理」と「技術指導」の2つに分けられます。大会や練習試合などの校内外における活動について、指導員単独での指導・引率が可能です。**令和8年9月以降、地域展開が全面実施されるにあたり、休日は地域クラブ指導者として活動します。大会等へ指導員が帯同の必要がある場合は、地域クラブ指導者として帯同することも可能です。また、令和8年9月以降は、原則平日のみ、指導員が単独で指導にあたる場合のみ勤務として認め、教員の働き方改革をさらに進める役割が期待されます。**

【顧問と担任（学年教職員）、指導員、地域クラブ指導者の連携】

部活動を運営するにあたり、顧問のみに任せきりにすることなく、学校組織全体で取り組むためには、担任や学年教職員、指導員との連携が不可欠です。

児童生徒の学級での様子等を、部活動顧問や指導員は常に把握するように努めることにより、部活動の指導に役立てることができます。また、部活動中の児童生徒の様子等を、顧問が随時担任等に伝え、顧問と担任等間での相互の情報交換を密にすることが大切です。**地域クラブ指導者とも連絡アプリ等を通じて、地域クラブ活動内容等について連携を図れるようにしていきます。**

【各種大会・招待試合・コンクール等へ参加する際の留意点】

- ア 児童生徒の発達段階からみて、大会やコンクール等に参加する回数についても配慮する。
また、保護者の経済的負担や休日の家庭の予定等も考慮して計画的に参加させるようにする。
- イ 実施日、場所、時間、引率方法、引率者、交通手段等について、「**部活動大会等(引率)届**」【様式5】で事前に校長の承認を得る。校長が許可していないものについては、各種大会、招待試合、コンクール等に参加することはできない。
- ウ 交通手段については、公共の交通機関を利用することを原則とする。
(県大会の交通費、関東大会、全国大会に出場する場合の交通費及び宿泊費は我孫子市の補助の対象です)
- エ 大会等に児童生徒が参加する際には、往路復路共に顧問等の学校職員または保護者が引率することを原則とする。ただし、やむを得ず部分的に引率を行えない状況にある場合は、下記の内容に十分留意して児童生徒の安全確保に努める。
- オ 大会や試合に向けた強化と称し、安易に部活動延長練習や特別練習をしないようにする。

<小学生の引率>

- 必ず顧問等又は保護者が引率し、児童のみで移動することのないようにする。

<中学生の引率>

- 部分的に引率を行えない状況にある場合においては、緊急時の連絡を顧問等と生徒が取り合えるよう、顧問等の緊急連絡先を生徒に必ず伝達しておくようにする。
- 大会会場までの経路や移動手段を明記した「**部活動大会等(引率)届**」に沿って、生徒が移動することを徹底する。
- 出発前の集合場所や、到着後の会場等には顧問等が待機し、人数や安全等の確認を必ず行うようにする。

【家庭・保護者との連携】

部活動の運営にあたっては、保護者との連携が欠かせません。保護者の協力を得て、部活動の効果を最大限にあげるために、まずは、保護者に対して学校全体の目標や方針、各部の目標や方針、計画等について積極的に説明し、部活動の運営に関して理解を得ることが大切です。また、大会に参加する際の引率に関しても、学校と保護者が密に連携して行うことが求められます。

保護者との連携を図る際の留意点は、下記のとおりです。

- 年度当初に部活動保護者会を開催し、**各部の活動方針および年間計画**【様式2】について説明し、学校と家庭が連携して部活動を進めていく環境づくりに努める。
- 保護者との意見交換の場を積極的に設け、連携を密にすることが望ましい。
- 月(長期休業中)の活動目標および活動計画**【様式3】を、前月末までに配付する。
- 長期休業中の活動計画**は、長期休業に入る2週間前までを目安として、極力早く保護者に周知できるよう配慮する。
- 大会・コンクール等への参加は、校長名の文書で、なるべく早めに知らせる。

- 原則、部費の徴収はしない。ただし、活動に必要な経費として部費を徴収する必要があると
学校長が認める場合には、校長名の文書で知らせるとともに、収支報告を必ず行う。また、
保護者の負担軽減に最大限の配慮を図る。
- 遠征や合宿、経費等の案内や説明は、校長名の文書を配付した上で丁寧に行う。
- 練習予定が変更になった場合等は、速やかに保護者に連絡する。
- 練習中の怪我等については、速やかに保護者に連絡すると共に、適切に対応する。

【地域や関係機関との連携】

我孫子市教育委員会が中心となつて行う指導員等の配置以外にも、各地域において、状況や実態に応じて地域の人材を活用することにより、効果的な指導が期待できます。また、我孫子市教育委員会や我孫子市小中学校体育連盟等、関係機関との連携を更に密にすることにより、部活動や大会の運営を組織的かつ計画的に実施することが望まれます。

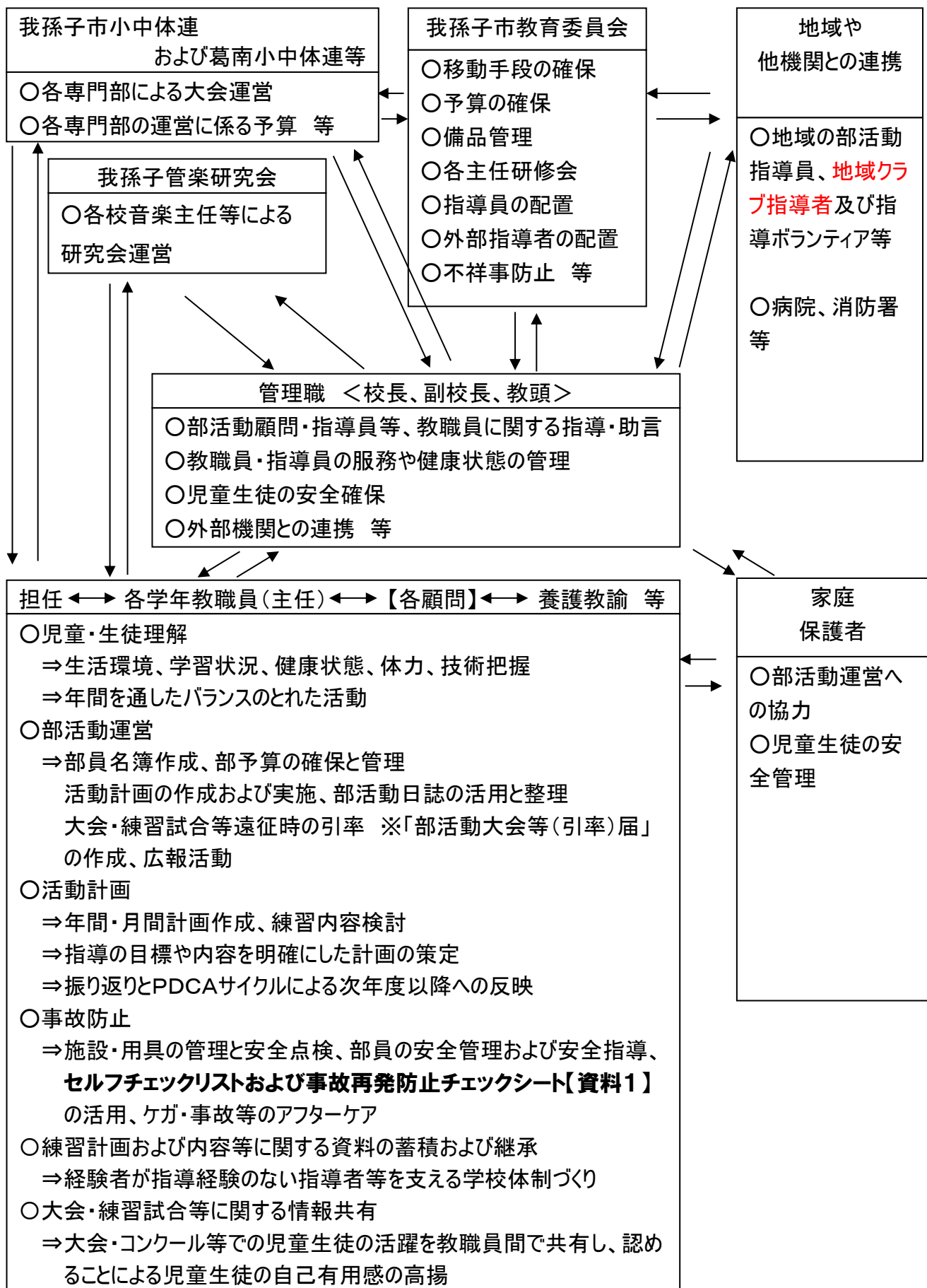
【大会等参加時のバス利用についての留意点】

部活動の大会等に参加する際には、バスを利用することがあります。我孫子市としても、部活動で活用できるバスを確保し、費用の補助を行っています。

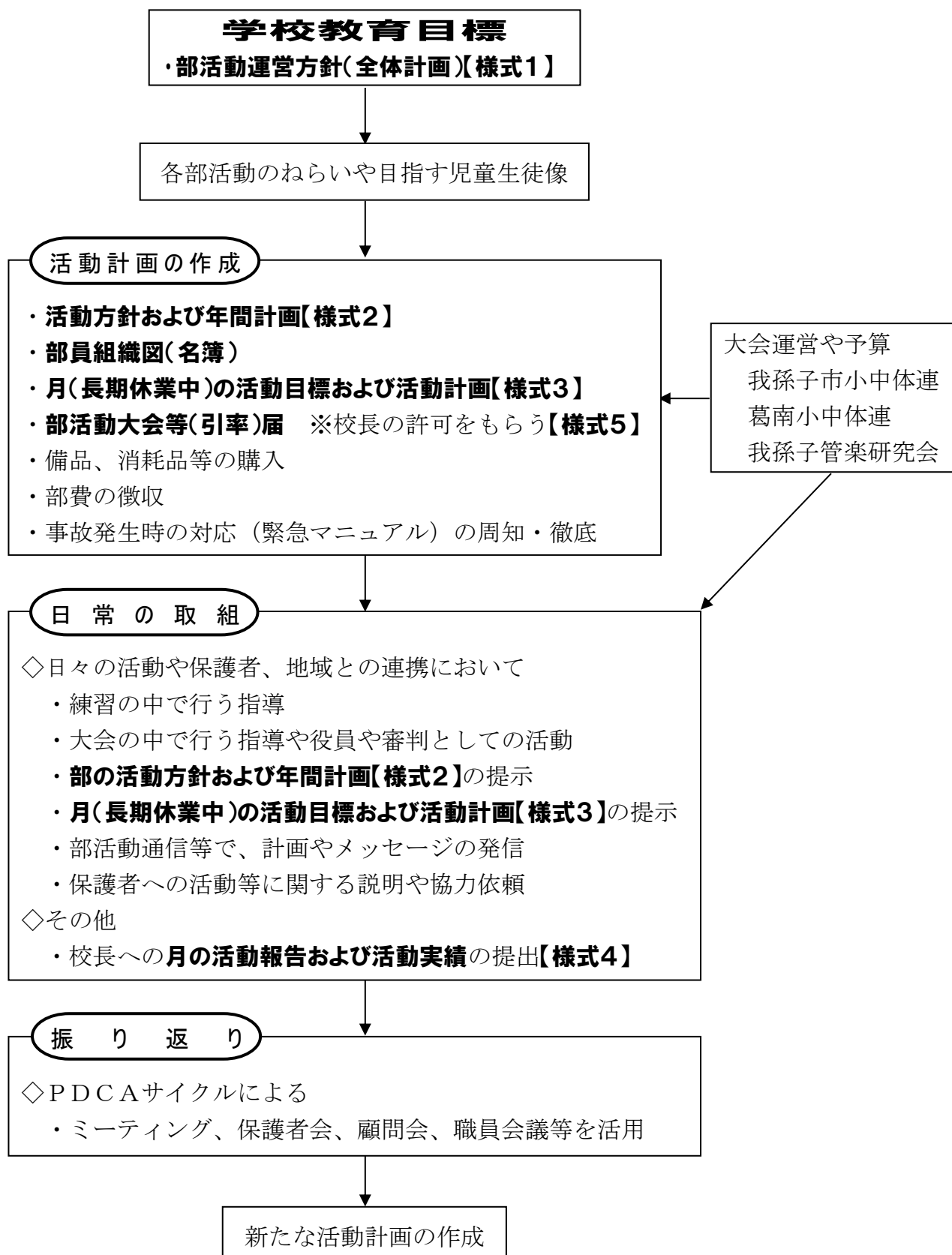
我孫子市が配当するバス「けやき号」活用時の留意点は、次のとおりです。

- 我孫子市は、「けやき号」を年間配当計画に沿って配当する。
 - ※学校に配当されている台数内であれば、部活動の練習試合等で使用することも可能であるため、管理職に相談すること。
- 市教育委員会で確保している「けやき号」を活用できるのは、原則として「県大会」のみとする。
- 申込みは1か月前を目安として、極力早い段階で市教育委員会指導課担当あてに行う。
- やむを得ずキャンセルする場合は、顧問等は、速やかに第一報を契約バス会社に入れ、事後に市教育委員会指導課担当あてに連絡すること。
- 「関東大会」や「全国大会」にあたる大会の移動に関しては、「けやき号」は配当されず、市の補助金から充てる。「県大会」の移動に関しても、市の補助金の対象になる場合があります。
- 補助金の申請については、大会への進出が決定した時点で速やかに、市教育委員会指導課事務担当あてに、学校の管理職が行う。
- 白ナンバーのバスの利用は禁止とする。
- 学校外における活動については、令和8年6月2日付け、教指第154号で通知済みの【資料3】「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」に沿って対応すること。

<組織で取り組む部活動>



<活動計画の作成、日常の取組、振り返り>



(2) 顧問等の指導力向上による児童生徒の自主的、自発的な活動の推進

【顧問・指導員同士の交流による指導力の向上】

我孫子市内には、長年、部活動指導に関わり、児童生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に寄与してきた、優れた指導力を持つ教職員・指導員が多くいます。それらの指導技術を、広く周知し学び合うことができる風土を培っていくことが大切です。

そのために、各専門部による合同練習会の開催を奨励する等、顧問同士の交流を大切にしています。また、市内で開催する体育主任研修会や小中学校体育連盟、我孫子管楽研究会の組織等を積極的に活用し、情報交換の場を設けていきます。

そして、小中一貫教育を活用し、小中学校の教職員の交流の場を設け、9年間を通した系統的な部活動指導が実施できるようにしていきます。

【豊かな心の育成と言語活動の充実】

技術の向上や大会の順位等のみにとらわれることなく、部活動の練習の過程で得られる仲間との関係づくりや自己肯定感の高まり等に重点を置き、指導することが大切です。そのためには、生徒同士が話し合っ部活動の方向性や各自の取り組みの姿勢、試合での作戦や練習に係る事柄等について、筋道立てて話し合う言語活動を取り入れることにより、思考力・判断力・表現力等の育成を図ることが重要です。

【児童生徒間の人間関係形成やリーダー育成等の集団づくり】

部活動は、複数の学年の児童生徒が参加すること、同一学年でも学級とは異なる児童生徒が参加すること等、学級担任としての学級経営とは異なった面からの指導が求められます。

指導者は、児童生徒のリーダー的な資質能力の向上とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成に努めます。また、指導においては、上級生による暴力行為やいじめなどの発生防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

そのためには、学級担任が日常の児童生徒とのやりとりや、いじめアンケート等の各種調査や教育相談等で得た情報を、随時、部活動顧問に提供する等の連携や情報交換が不可欠となります。

(3) 児童生徒及び顧問等の心や体の安全に配慮した指導と事故防止

【休養日および活動日数・活動時間の設定】

適切な休養日を設定することにより、児童生徒および顧問等の心身の健康や安全の確保に努めることが大切です。

顧問、指導員、児童生徒、保護者は、部活動の趣旨を正しく理解し、休養日の設定や活動時間について適正な運営に留意する必要があります。また、年間活動計画の作成にあたっては、「オンシーズン」と「オフシーズン」について考慮した、メリハリの効いた部活動運営を展開していくことも重要です。顧問や指導員が結果（成績）を追い求めるあまり、児童生徒が家庭生活や学校生活に支障をきたすほど体力を消耗したり、疲労に伴うケガをしたり、早すぎる登校時刻や下校

時刻を過ぎても部活動をやり続けたり、「燃え尽き症候群」になったりすることのないように留意し、児童生徒にとって「部活動が全て」の学校生活にならないようにすることが大切です。

また、顧問自身もリフレッシュする時間をつくり、趣味を楽しんだり、自己研鑽に努めたり、学校外の活動や教員以外の人との関りを持ったりすることが、感性を豊かにし、多角的な見方や考え方を広げ、結果的として教員としての資質・能力の伸長につながるという意識改革が求められます。

については、令和8年9月から、休日の中学校部活動地域展開に伴う地域クラブ活動の全面実施が開始されることに基づき、平日並びに休日（土・日・祝日など休業日）及び長期休業日の活動日数や時間、休養日について、下記のように小中学校別に取り扱うこととします。

＜小学校の扱い＞

（１）平日 ⇒ １週間のうち、活動３回を上限とする。

[例外] 市内陸上競技大会や音楽発表会の前３週間は、週４日・集合から解散まで９０分以内の活動を可とする。

（２）休日（土日祝日など休業日）及び長期休業日 ⇒ 原則として実施しない。

[例外] ①コンクールに参加する吹奏楽部等は、長期休業中の平日の活動を可とする。１週間のうち、平日に１日以上休養日を設ける。

②休日に大会・コンクール等が実施された場合、やむを得ず大会・コンクール等に向けての練習を行って休養日がとれなかった場合は、その翌週等のできる限り早い時期に、振替の休養日を設ける。

＜中学校の扱い＞

（１）平日

①１週間のうち、１日以上休養日を設ける。できれば、学校で曜日を定めることが望ましい。

②日没等を考慮した完全下校時刻を設定し、活動時間を決定する。

③平日の「活動時間」は、集合から解散まで９０分以内とする。

④休日に大会やコンクール等が実施された場合、やむを得ず大会・コンクール等に向けての練習を行って適切な休養がとれなかった場合、原則として、その翌週のできる限り早い時期に休養日を設ける。

（２）休日（土、日、祝日などの休業日、長期休業日の休日を含む）

①大会・コンクール等への参加以外は、原則として実施しない。

※地域展開対象外の水泳部については、令和９年８月まで旧ガイドラインに沿って活動する。

②下記に該当し、活動の必要性について学校長が特別に認める場合のみ実施できる。

・葛南地区小中学校体育連盟主催大会、千葉県小中学校体育連盟主催大会、関東及び全国中学校体育連盟主催大会、千葉県吹奏楽連盟主催コンクール、その他、教育委員会と協議の上、必要と認められる大会・コンクール等（協会主催大会は原則認められないが、必要があれば教育委員会と協議する。）

※活動の必要性とは、地域クラブ活動に加入していないが、大会・コンクール等に参加する生徒が所属しており、健康面・安全面等から、3時間程度の活動に慣れる必要がある場合や、複数中学校で地域クラブを構成しており、学校部活動のチームとしての活動が必要な場合のこと。

③大会・コンクール参加を除き、学校長が特別に認める活動の「活動時間」は、集合から解散まで3時間以内とする。

④止むを得ず、大会やコンクール等で「終日活動」をしなくてはならなくなった場合は、途中に1時間以上の休息をとる。

(3) 長期休業日の平日(夏季・冬季)

①活動時間は、集合から解散まで3時間以内とする。

②1週間(平日のみ)に、1日以上の子休養日を設ける。

(4) 全校体制での取組について

①対象は、3年生及び陸上部・駅伝部に所属しない1・2年生とする。(陸上部・駅伝部に所属する1・2年生は地域クラブ活動で実施する。)

②全校体制で取り組む大会等については、生徒に過度の負担とならないよう実施する。

③全校体制の取組により、地域クラブ活動に生徒が参加できないことがないよう十分配慮する。

④実施期間は、夏季休業日の開始から、全校体制で参加する大会等までとする。

⑤実施日は、地域クラブ活動への参加と併せて、原則土日いずれか1日までとする。

⑥休日の活動については、集合から解散まで3時間以内とする。

※全校体制で取り組む大会等とは、「東葛飾地方中学校駅伝競走大会」「葛南地区中学校総合体育大会及び新人体育大会駅伝の部」、またその上位大会等である。

【児童生徒の心身を考慮した指導】

指導者は、児童生徒が自ら意欲を持って取り組む姿勢を持てるよう、児童生徒の良いところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導を意識することが大切です。

また、日頃から児童生徒の身体的な疲労や精神状況等を、的確に見極め、適切な声掛けを行ったり、適度な休養の時間を確保したりすることが大切です。

【体罰等、不適切な指導の撲滅】

指導と称して、殴る、蹴る等の暴力、児童生徒の人間性や人格等を否定し精神的な苦痛を与える暴言は体罰であり、学校教育法第11条で禁止されています。部活動における体罰は、トラウマになり、スポーツを楽しめなくなるという一生の問題になる可能性もあります。教職員として体罰を撲滅し、保護者や小中体連、各スポーツ協会・連盟などの関係機関とも意識を共有することが大切です。

なお、体罰等の許されない指導については、下記のとおり例示します。

＜体罰等の許されない指導例＞

- 長時間にわたって無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- 熱中症の発症が予見される状況下で水分を摂らせずに長時間ランニングをさせる。
- 相手の生徒が受け身をできないような状態で投げたり、「まいった」と意思表示をしているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- 身体や容姿に係ること、人格否定的な発言を行う。
- 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

【事故を未然に防止するために】

＜留意点＞

- ①児童生徒の健康状態の把握
 - ・部活動開始前及び部活動中の健康観察を実施する。
- ②施設、設備、用具の安全点検と安全管理
 - ・日常的な設備安全点検の実施（月１回）を、安全主任等が主となって行う。
 - ・毎日の設備安全確認を、部活動の練習毎に顧問が行う。
- ③熱中症事故の防止
 - ・文科省「熱中症事故の防止について」を参照し、熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底および事故防止のための適切な措置を講ずるように努める。
 - ・「暑さ指数（WBGT）」を実施可否の判断に用い、３１度を越えたら原則として運動はしない。※環境省「熱中症予防情報サイト」や体育館設置の「熱中症予防対策温湿度計」を活用する。
 - ・外での活動の場合は、適宜、日影で休養の時間を確保する。
 - ・室内での活動の場合は、換気を適切に行い、適宜休養の時間を確保する。
 - ・こまめに水分や栄養補給の時間を確保する。
- ④養護教諭との連携
 - ・児童生徒の具合が悪い場合は、素早く養護教諭に報告し、保健室等で休養を取らせる。
 - ・具合が悪い児童生徒がいる場合は、無理はさせず保護者に連絡をする。
 - ・養護教諭が不在の場合の連絡体制も、練習を開始する前に顧問が把握しておく。
- ⑤緊急時の備え
 - ・事故発生時の校内連絡体制および救急搬送体制の確認を徹底する。
 - ・病院、消防署、警察、教育委員会等への連絡体制を明確にする。
 - ・保護者への連絡、説明を迅速に行う。
 - ・事故発生時の正確な記録を学校の管理職が行い、市教委に適宜報告する。
 - ・検証と再発防止に向けた計画立案を行い、実行する。
 - ・我孫子市が開催する救命救急講習会に積極的に参加したり、各校で講習会を開催したりする。

教職員は、日頃から常に児童生徒の健康面への配慮や安全確保を図るため、次の留意点を参考に、事故防止に対する意識を高める必要があります。

また、部活動、特に運動部活動を行う際は、児童生徒に以下の点を確認させ、無理せず安全に行えるように配慮してください。

<セルフチェックリスト>

	チェック項目	○	×
1	熱はないか		
2	体はだるくないか		
3	昨夜の睡眠は十分か		
4	食欲はあるか		
5	下痢はしていないか		
6	頭痛や胸痛はないか		
7	関節の痛みはないか		
8	疲労感はないか		
9	前回の部活動の疲れは残っていないか		
10	今日の部活動に参加する意欲は十分か		

【事故発生時の対応（緊急マニュアル）】

万が一、事故が発生してしまった場合は、その後の迅速な対応が求められます。

下記の事項に留意し、各校で緊急マニュアルを作成し、教職員に周知徹底を図る必要があります。

＜発生時の留意点＞

- 発生した事態や状況の把握
- 児童生徒の安全確保
- 傷病者の確認と応急手当
- 他の職員への協力要請や緊急通報
- 消防署・警察等関係機関との連絡・連携
- 事故発生状況の正確な記録

＜発生後の留意点＞

- 負傷者の立場に立った誠意ある対応
- 保護者への丁寧な事故説明
- 負傷者・関係児童生徒へのケア
- 市教育委員会への連絡
- スーパーバイザーの活用
- 報道機関への対応
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの対応
- 再発防止に向けた取り組み

＜参考文献＞

（文部科学省）

- 中学校学習指導要領
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書〔平成25年5月〕（スポーツ庁）
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン〔平成30年3月〕（文化庁）
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン〔平成30年12月〕（日本体育協会）
- スポーツ行事の安全管理に関する研究（千葉県教育委員会）
- 学校体育要覧
- 持続可能で充実した文化部活動のためのガイドライン〔平成31年3月〕
- 地域全体でこどもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン〔令和5年3月〕

【様式1】

部活動運営方針(全体計画)

我孫子市立

学校

校長名:

教育目標	・学校教育目標 ・学校教育目標と部活動との関連、また、部活動の教育的意義等
部活動の 基本方針	・我孫子市の「部活動の在り方に関するガイドライン」を受けて各学校で作成する「部活動に係る活動方針」 ・記載例としては、次のようなものが考えられる。 ①適切な指導 科学的なトレーニングや合理的な指導方法、試合期とオフシーズンの練習、自主性・自律性を尊重した指導、体罰・ハラスメントの根絶等 ②適切な活動時間 効率的な指導を行うための練習時間、試験前など学業への配慮、休養日の設定等 ③事故防止 日々の安全指導、施設・設備の点検、児童生徒の健康管理や熱中症等の防止、校外での活動時における安全等 ④その他 保護者との連携、他校合同チーム、地域貢献活動等

【様式2】

各部の活動方針および年間計画

部

顧問名：

目 標	部としての年間目標
方 針	部としての基本方針
年 間 計 画	参加予定の大会名や日時、場所等

_____月（長期休業中）の活動目標および活動計画
部

<今月の活動目標>

日	曜	活動予定の時間帯	活動予定の内容	備考
1		: ~ :	※参加予定の大会名等	※会場等
2		: ~ :		
3		: ~ :		
4		: ~ :		
5		: ~ :		
6		: ~ :		
7		: ~ :		
8		: ~ :		
9		: ~ :		
10		: ~ :		
11		: ~ :		
12		: ~ :		
13		: ~ :		
14		: ~ :		
15		: ~ :		
16		: ~ :		
17		: ~ :		
18		: ~ :		
19		: ~ :		
20		: ~ :		
21		: ~ :		
22		: ~ :		
23		: ~ :		
24		: ~ :		
25		: ~ :		
26		: ~ :		
27		: ~ :		
28		: ~ :		
29		: ~ :		
30		: ~ :		
31		: ~ :		

令和 年 月 日

顧問名 : _____ 印

校 長

【様式4】

月の活動報告および活動実績 部

日	曜	活動した時間帯	実績・結果等	備考
1		: ~ :	※参加した大会名や結果等	※けが人の有無等
2		: ~ :		
3		: ~ :		
4		: ~ :		
5		: ~ :		
6		: ~ :		
7		: ~ :		
8		: ~ :		
9		: ~ :		
10		: ~ :		
11		: ~ :		
12		: ~ :		
13		: ~ :		
14		: ~ :		
15		: ~ :		
16		: ~ :		
17		: ~ :		
18		: ~ :		
19		: ~ :		
20		: ~ :		
21		: ~ :		
22		: ~ :		
23		: ~ :		
24		: ~ :		
25		: ~ :		
26		: ~ :		
27		: ~ :		
28		: ~ :		
29		: ~ :		
30		: ~ :		
31		: ~ :		

<備考>

令和 年 月 日

顧問名 : _____ 印

校 長

【様式5】

令和 年 月 日

部活動大会等(引率)届

我孫子市立 学校
校長 あて

校長		教頭	教務
チェックリスト3の承認		チェックリスト2まで承認	

部活動名 部(男子・女子) 顧問名 印

次の通り、下記大会等（小中体連主催・葛南小中体連主催・各競技連盟主催・コンクール・練習試合等）に参加しますのでお届けします。

記

1. 大会名等

2. 日時 令和 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

3. 会場

4. 移動手段
(交通費)

5. 集合場所(時間) (時 分)

6. 解散場所(時間) (時 分)

7. 参加生徒

1		11		21		31	
2		12		22		32	
3		13		23		33	
4		14		24		34	
5		15		25		35	
6		16		26		36	
7		17		27		37	
8		18		28		38	
9		19		29		39	
10		20		30		40	

事故再発防止チェックシート

学 校 名		
発生日時		
発生場所		
事故概要		
No.	チェック項目	チェック項目を基にした取組内容
1	○年間計画について	
	・年間計画の適切な作成 ・年間計画に基づく活動の実施 ・保護者や関係者等への周知, 連絡 ・職員の救急法などの受講	
2	○活動内容について	
	・児童生徒の体力・運動能力・技能・知識・態度の実態に即応した適切な活動内容 ・個に応じた適切な運動の質・量 ・適切な運動前の準備運動, 適切な運動終了時の整理運動 ・天候等に配慮した適切な水分補給, 休憩, 換気, 保温 ・配慮が必要な児童生徒の個々の計画の準備	
3	○健康確認について	
	・定期健康診断の受診 ・異常等の適切な把握 ・日常の健康観察の実施(セルフチェックリスト) ・活動開始時および終了時の健康観察 ・健康上配慮すべき児童生徒の職員への周知	
4	○施設の安全について	
	・適切な体育施設・備品・用具の安全管理 ・適切な使用方法の指導 ・活動場所と用器具等の安全確認	
5	○事故発生時の対応について	
	・マニュアル等の作成 ・事故現場への職員の臨場 ・速やかな養護教諭(学校)との連携 ・適切な応急措置 ・速やかな救急車の要請 ・速やかな医師への受診 ・管理職(教育委員会)への報告 ・関係機関(警察等)への連絡 ・速やかな保護者への連絡・説明・引き渡し ・被害(災)者以外の児童生徒への対応	
6	○その他(参考となること)	
	・活動日誌 ・合宿計画 ・遠征計画 ・AED 配備 ・心肺蘇生法の研修等	

部活動指導におけるチェック項目

1. 適切な活動計画等を作成しているか

- ☐ 部活動の活動方針の作成
- ☐ 月間の活動計画(大会予定や休養日設定を含む)の作成
- ☐ 練習計画等の生徒への周知と理解
- ☐ 練習環境や気象状況等を考慮した練習内容への配慮
- ☐ 管理職への活動実績(大会結果や休養日を含む)の報告

2. 生徒の健康状態や体力・技能等を把握しているか

- ☐ 当日の健康状態の把握
- ☐ 体力・技能レベルや負傷・障害等の状況の把握
- ☐ 性格、意欲等の把握

3. 職員間での関係は適切に行われているか

- ☐ 部活動顧問、担任、学年職員間での情報交換
- ☐ 所属する学級や学年内等における児童生徒の様子把握
- ☐ 児童生徒の活躍について教職員間で共有し、多くの職員で認めることによる児童生徒の自己有用感の育成

4. 練習場所や用具・器具の安全点検と安全指導を行っているか

- ☐ 施設や用具・器具の安全点検
- ☐ 活動に伴う事故防止・安全指導
- ☐ 校外へ移動する場合の安全指導

5. 緊急時の連絡体制は確立されているか

- ☐ 緊急時対応マニュアルの作成
- ☐ 関係機関との連携と協力体制の確立
- ☐ 緊急時の連絡方法・手段の確立

6. 保護者との連携はとれているか

- ☐ 活動方針の理解
- ☐ 活動計画(練習内容)の周知
- ☐ 大会や校外での活動時の日時・場所等の周知

【資料3】

教 指 第 1 5 4 号
令 和 8 年 6 月 2 日

市内各小中学校長 あて

我孫子市教育委員会
教 育 長 丸 智 彦
(公印省略)

部活動の遠征等における安全確保について(通知)

このことについて、令和8年5月20日付け教保体第322号及び教学指第330号で千葉県教育委員会教育長から、別添写しのとおり通知がありました。

ついては、部活動を含む学校教育活動の実施に当たって、下記点を貴校職員に周知し、児童生徒の安全確保の徹底を図るようお願いします。

記

1 「令和8年5月11日付け、児童生徒の校外学習における交通事故等の防止について」(別紙1)を再確認する

2 「令和8年5月19日付け、8ス地ス第8号(写し)」について周知する。

3 「【参考】校外活動・部活動遠征の安全管理チェックリスト(別紙2)」について周知する。

校外活動・部活動遠征時には、計画段階から当日までチェックリストに沿った確認等を行うこと。

なお、校外学習においては校外学習実施届、部活動の校外活動(大会等の引率)においては、「部活動の在り方に関するガイドライン」【様式5】部活動大会等(引率)届(参考・改訂・別紙3)等により、事前に学校長の承認を得たうえで、チェックリストに沿った確認等を行うこと。

<担当>

我孫子市教育委員会指導課

佐藤 友一(安全) 小山 真平(部活動)

TEL 04-7185-1367

Mail abk_shidou@city.abiko.chiba.jp

・我孫子市立 _____ 学校

・学年または部活動名 _____ ・記載者氏名 _____

・校外活動・参加行事（大会等）名称： _____

校外活動・部活動遠征の安全管理チェックリスト（計画段階～当日運用まで）				
内 容		区 分		
		公共交通 機関または自転車 等利用時	けやき号 利用時	左記以外の 交通手段・ 業者等利用 時
1 計 画 段 階	< 活動の必要性 >			
	遠征・大会等への参加に関する教育的必要性について 十分検討した	☐	☐	☐
	< 保護者への事前説明 >			
	移動方法及び費用負担等を学校長名の文書で通知する	☐	☐	☐
	緊急連絡体制を事前に通知し確認する	☐	☐	☐
	< 緊急時対応の準備 >			
	事故発生時の対応手順を共有した	☐	☐	☐
2 移 動 手 段 の 安 全 確 認	< 貸切バス・タクシー利用時・許可事業者との契約 >			
	国の許可を受けた事業者である			☐
	契約内容（契約主体・運行内容）が明確である			☐
	運送引受書を受領し、内容を確認した			☐
	契約にあたり学校長の承認を受けている			☐
3 当 日	車両のナンバー（緑ナンバー）確認した		☐	☐
	児童生徒・教職員全員にシートベルト着用指導及び確認をした		☐	☐
	交通法規を遵守した安全運転の確認（なされていない場合は直ちに是正させ、業者等へ連絡）		異常無し ☐ 報告必要 ☐	異常無し ☐ 報告必要 ☐
備考	※当日の運転等で違反や異常行為等が見られた場合			

